

工事仕様書

I 総則

本工事の仕様・指示にあたりその優先順位は次のとおりとする。

- 1) 特別仕様書（下記IIのとおり）
- 2) 共通仕様書
鳥取県土木工事共通仕様書・琴浦町水道工事仕様書に準ずる。
- 3) 設計図書
- 4) 施工管理（土木工事施工管理基準）

上記図書に明記されていない事項で、工事施工上必要な事項については、その都度、監督員と協議しその指示に従うものとする。

II 特別仕様書

- 1) 工事概要

1. 工事名 上水道配水管布設替工事（松谷地区R3-1工区）

2. 工事場所 東伯郡琴浦町 大字 松谷

3. 工事内容 本設配水管布設

HIVP-RR ϕ 100mm L = 30.3m

HIVP ϕ 75 L = 3.1m

PP ϕ 30mm L = 27.5m

PP ϕ 20mm L = 17.0m

本設給水管布設 2戸

仮設工 一式

- 2) 工事完成期限 令和3年9月17日

- 3) 用地及び付帯工

工事に必要な材料置場、仮設道、水路等一切の敷地及びこれに伴う費用、付帯する工事等はすべて請負者において処理しなければならない。

ただし、施工上必要不可欠なものを除く。

- 4) 安全・訓練等の実施に関する特別仕様書

1. 労働安全衛生法第59条、第60条及び第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事現場に即した安全・訓練等を全ての作業員を対象に毎月1回、半日以上の時間を割当て実施するものとする。

2. 安全・訓練等の実施について「鳥取県土木工事仕様書」第103条施工計画書の「安全管理」に実施事項を記載し監督員に提出するものとする。

- 5) 施工に関する特別仕様書

1. 形状、寸法等が設計図と異なる場合は、他に支障を生じない限り監督員と協議の上、処理する。

2. 工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査等並びにその費用は本工事請負者の負担とする。

3. 工事写真の撮影について

- ①施工前 ⇔ 施工後 ⇔ 完成の順に同一場所にて撮る（撮影方向を統一する）
- ②撮影の位置を示す説明図を添付すること。
- ③安全管理の標識写真を撮る。
- ④掘削と埋戻の材質の異なる部分その他色別を必要とする部分は入念に撮る。
又、管材等の埋設するものは規格番号を明確に撮る。
- ⑤掘削断面図の撮影は黒板の図の書き方と箱尺等が一致し、わかりやすく説明出来る様に撮る。
- ⑥その他構造物の寸法ポイントを明確に撮る。

4. 提出書類について

使用材料承認願、使用材料搬入報告書、主要材料納品書、各材料試験成績表、主任技術者経歴書、保険等証書の写、工事日報、工事写真、その他工事に必要なもの。

契約金額が500万円以上の工事については、契約後10日以内にその工事内容を工事実績情報システム（C O R I N S：コリンズ）に登録し、工事カルテを提出すること。

- 5. 監督員の指示により舗装復旧コアを取り確認を得ること。
- 6. 設計書に記載されている観測点をペンキ（舗装）、杭にて印すること。
- 7. 掘削部分はその日に埋戻を行う、又路上に段差を生じる場合には、点滅等、バリケード等で防護する。
- 8. 設計図書に明記なき場所に、はつり部分が生じた場合、すべて原形復旧とする。
- 9. D C I P、R R V P 継手は、チェックシートで管理する。
- 10. 配管終了後、通水試験、自記圧力計で24時間測定し最終水圧0.8 MPa以上で安定していること。
- 11. 交通の状況等により必要となる場合、夜間作業を行なうものとし、監督員と充分打合せを行い、施工すること。
- 12. 漏水箇所には、水止めを行い道路の沈下等に対処すること。
- 13. ボルト、ナットは全てステンレスとしSUS304、ナットはSUS403とする。
- 14. 埋設管には、埋設表示シートを布設すること。
- 15. 工事完了後2年以内に復旧路面が沈下を生じた場合、請負者の責任において、すみやかに復旧するものとする。
- 16. N o、測点等は、布設ポイントに測点ピン（青）を打ち明示すること。

仕 様 書

一般事項

(適用範囲)

1. この工事標準仕様書（以下仕様書という）は、請負者が請負により施工する各種工事に適用するものとする。
2. この仕様書に定めのない事項は、別に特記仕様書で定めるものとする。
3. この仕様書の定めと、特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書によるものとする。

(諸法規の適用)

1. 本工事の施工にあたっては、別紙図面、設計書及び請負契約書によるほか、琴浦町財務規則、並びに琴浦町水道工事仕様書（日本水道協会参照）、鳥取県土木工事仕様書、特記仕様書に準拠するものである。

(工事管理)

1. 承認された工程表に基づく工事施工の時期、順序ならびに工程表の変更等については監督員の承認を得なければならない。
2. 請負者は、実施工工程表、工事日誌、材料受払簿の帳簿を備え、監督員の要求により工事日報を提出しなければならない。
3. 工事施工の都合上、夜間作業を必要とするときは、あらかじめ監督員の承認を得なければならない。又、監督員が工程管理あるいは現場管理上必要と認めたときは、夜間作業を命ずる事がある。

(現場管理)

1. 工事個所及びその周辺にある地上及び地下の既設構造物に対しては、工事施工に伴い支障を及ぼさないように、関係者と協議の上、所要の処置をしなければならない。
2. 工事現場内及びその周辺には、所要の標識灯、標識、防護柵、及び立ち入り禁止の立札等を設備し必要に応じ照明設備を設け、あるいは信号員、見張員を置く等一般公衆及び作業員の安全を確保する為の万全の施設をしなければならない。

(品質管理)

1. 請負者は、工事施工中絶えず品質管理を行い、監督員から要求があった場合は、その結果を提出しなければならない。

(工事写真)

1. 請負者は、監督員の指示により、工事竣工後外部から明視、測定等ができなくなる箇所、竣工時までに撤去する仮設物、あるいは竣工後まで残存しない維持的物件の施工状況並びに重要な工事段階等の工事状況を撮影しなければならない。
2. 工事写真の提出部数は1部とし、大きさは特に監督員が指示する場合のほかは、サービス判とする。
3. 写真是設計図書に基づき構造物の施工状況、出来高、品質管理等工事の進行とともに、その実態が検査時において確認できる様にし、特に水中また

は地下に埋設する個所に重点をおいて撮影するものとする。(黒板明示)
(官公署及び民間との交渉、協力)

1. 請負者は工事中関係官公署、その他と緊密に連絡して充分協調を保つとともに工事現場に関する一般民間人に対しても親切を旨として工事の円滑な運行を図らなければならない。
2. 請負者が工事施工のため必要とする関係官公署、その他に対する手続きは、工事に支障のないように延滞なく処理しなければならない。

(工事検査)

1. 工事の出来高検査にあたっては、請負者又は、現場代理人及び主任技術者は立ち合わなければならぬ。
2. 請負者は、検査方法について異議を申し立てることができない。

(請負者の負担)

1. 請負者は設計図書及び仕様書に明示していない費用であっても、工事施工上当然必要と認められるものは、これを負担しなければならない。
2. 施工に際し第3者に損害を与えた場合は、直ちに原形復旧をなし、且つこれの補償。
3. 引渡前の管理不行届きによって生じた損傷及び検査により生じた材料及びその他の損傷部分の補修。

(材料)

1. 工事用材料は、設計図書又は、仕様書に品質、規格を明示したもののか JIS の規格のあるものにあっては、これに合格するものとし、すべて使用前に監督員の検査に合格したものでなければならない。

(材料試験及び検査)

1. 工事用主要材料は、必要に応じ材料試験を行い監督員の承認を受けなければならない。
2. 試験又は、検査に合格した材料でも使用時において変質又は、不良品となつたものは使用してはならない。

管布設関係

(布設位置)

1. 管布設の土被りは、設計図に正確に決定し必要に応じて地下埋設物、その他障害物を確認し監督員と協議の上布設位置を決定しなければならない。

(掘削工)

1. 機械掘削をする場合は、施工区域全般にわたり地上、地下埋設物に充分注意しながら行なわなければならない。

(埋戻工)

1. 埋戻は所定の土砂を用い、片埋めにならないように注意しながら充分締め固めなければならない。

2. 埋戻に際しては、管、その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行なわなければならない。

(弁類の取扱い)

1. 弁類の取扱いは、弁代(角材)等を敷いてボルト締めで片締め等ならない様注意して据付なければならない。

(管据付)

1. 管据付けにあたっては、充分内部を清掃し、埋設深さを確認して、移動しないよう胴締めを賢個に行い、管鋸出文字を上向きにして据付けなければならぬ。
2. 管据付けには、管に影響をあたえないように床付面を仕上げ必要に応じ砂を敷き、又は、枕木を並べる等の処置をしなければならぬ。
3. 1日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管末端をふさがなければならぬ。
4. 管布設完了後は、一定区間ごとに水圧試験を行なうが、その圧力強度及び継続時間は監督員が指示する。

(既設石綿管について)

1. 石綿セメント管の切断等の作業を行うときは、管を湿润状態にして石綿粉じんの発散を防止し、呼吸用保護具（防じんマスク）及び作業衣（または保護衣）を使用し予防する。
2. 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等にこん包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはいけない。
3. 石綿セメント管を廃棄する場合は産業廃棄物の処理基準に基づいて処理を行う。

現 場 説 明 書

一般的事項 1

令和3年4月1日調達公告以降適用

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」(令和2年12月24日付第202000227272号県土整備部長通知)とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」(平成19年8月15日付200700071998号県土整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

現 場 説 明 書

一般的事項 2

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用すること。
 - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力をを行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進すること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

現 場 説 明 書

特記事項 1

令和3年4月1日調達公告以降適用

仕様書	①令和3年4月16日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm を参照すること。
	① (他工事等との調整) _____本工事_____については、_____特環松谷地区(33-1工区)工事_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ② (部分完成、着工保留) _____については、_____まで_____〔すること、しないこと〕。 ③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、星間施工(8:00~17:00)を見込んでいる。 本工事の施工時間は、8:30 ~ 17:00とする。 ④ (余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領(平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知)の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥ (週休2日モデル工事) 本工事は、鳥取県県土整備部「週休2日工事モデル工事」試行実施要領(平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知)の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。
工程	⑦ (用地、物件等未処理) 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。
係用地関	⑧ (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____)について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ⑨ (支障物件) の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ⑩ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。
支障物件	⑪ (低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____
公害対策	⑫ (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員B _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
安全対策	

現 場 説 明 書

特記事項 2

濁水処理	① (濁水処理)	<p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。</p> <p>また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。</p>
	【建設発生土（処理）】	
	① (他工事等流用)	<p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。</p>
	② (建設技術センター)	<p>建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円をセンターに支払うこと。</p> <p>センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指數300kN/m²以上）</p>
	③ (民間残土受入地)	<p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として1m³当り_____円を_____に支払うこと。</p> <p>民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指數300kN/m²以上）</p>
	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】	
	④ (分別解体等)	<p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m³当り_____円 アスファルト塊 1m³当り_____円 建設発生木材 1m³当り_____円</p>
	⑤ (他工事等流用)	<p>[Co雑割材・]は、_____市・町・村_____地内_____工事で使用するものとする。</p>
	⑥ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)	<p>建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、1t当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、伐採及び加工・流通の各段階において、鳥取県森林組合連合会認定団体により実施され、由来を証明されなければならない（木質バイオマス証明制度）。受注後に認定団体による伐採及び加工・流通が困難となる場合には、発注者に理由を付して協議を行うこと。</p>
建設副産物の処理	⑦ (木材市場等へ売却)	<p>建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p>
	⑧ (再資源化施設へ搬出)	<p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</p> <p>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p>
	(施設の名称・受入れ費用)	<p>コンクリート塊 琴浦市・町・村八幡地内の(有)野口運送 (運搬距離5.0km)、費用 1t当り_____円 アスファルト塊 琴浦市・町・村八幡地内の(有)野口運送 (運搬距離5.0km)、費用 1t当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t当り_____円 その他 () _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t当り_____円</p>
	(受入れ時間帯)	8時～17時（平日）
	(受入れ条件)	<p>ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。</p>

現場説明書

特記事項 3

⑨ (最終処理等)

_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離_____km）を想定し、その費用として1t当たり_____円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑩ (産業廃棄物の処理に係る税)

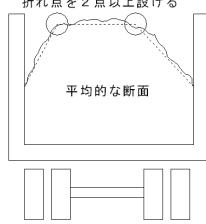
産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑪ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛（平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑫ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m ³)）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑬ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

① (建設発生土の使用)

_____工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。

② (再生資材の使用)

ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。

イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。

ウ 再生クラッシャラン〔規格：Rc-_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

キ 本工事において、再生クラッシャランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材料を使用することとし、設計変更の対象とする。

① (農地の時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」（平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知）に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

① (自社施工)

本工事においては、(※)_____工（_____工を除く）のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。

※該当する細別（レベル4）を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、上水道配水管布設替工事（松谷地区R3-1工区）とする。
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

現 場 説 明 書

特記事項 4

④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と~~する~~・しない]。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。

- ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事
- イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるもの）を除く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）
- ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）
- オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

⑤ (監督体制)

本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (二者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載)工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

- ア 技能士種別：技能士、該当工種：工、仕様書根拠：1—
頁
- イ 技能士種別：技能士、該当工種：工、仕様書根拠：1—
頁
- ウ 技能士種別：技能士、該当工種：工、仕様書根拠：1—
頁

そ
の
他

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

⑨ (情報共有システム)

~~予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）を利用するここととする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。~~

~~予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。~~

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を一律採用している。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り
〔 〕〕

イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事の工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格____t吊）の採用単価は、（長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価____月号、____頁を参照すること。

現場説明書

特記事項5

⑩ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

⑪ (コンクリートスランプ)

現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定について（平成30年3月19日付第201700306751号県土整備部長通知）に基づき、(※)工は、スランプ値12cmのコンクリート打設を想定している。

※該当する細別（レベル4）を記載する。

⑫ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中止、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑬ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領の制定について（令和元年6月12日付第201900066875号県土整備部長通知）に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑭ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として○○を使用し、材料費として1m2当たり 円を見込んでいる。

⑮ (労災補償に必要な保険の付保)

本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。

その他

現 場 説 明 書

特記事項 6

~~⑩ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])~~

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。
仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

~~⑩ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)~~

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。
安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm> に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

そ
の
他

現 場 說 明 書

1 工事名	上水道配水管布設替工事（松谷地区 R3-1 工区）		
2 位置	琴浦町大字 松谷		
3 説明事項	<ol style="list-style-type: none">1 工事概要（設計書のとおり）2 工期厳守（ただし、関連工事の影響による工期延期があり得る。）3 地元と連絡を密にし、トラブル等のないようにすること。4 撤去材料で再利用できるものは監督員と協議すること。5 現地と図面等がそぐわない場合は監督員と協議すること。6 仮設準備を早急に着手し、監督員と十分協議すること。7 安全・交通対策は万全を期すこと。8 県道の工事抑制期間は、道路部の工事を行わないこと。		
4 質回	質 疑 答 答	質 疑 回 答	回 答

上記説明事項及び別紙一般的事項・特記事項(施行条件明示事項)は、了承しました。